

# 大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について 1.(3) 1)」より

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	核兵器

品目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	ミサイル
30. クレーン車	ミサイル
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	生物兵器
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	ミサイル、化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器

1. これらの物の輸出又は技術の提供を行う際には、輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要です。

2. 外国ユーザリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用ください。

# 大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

～シリア向けの場合～

2013年10月15日改正

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について 1.(3) 1)」より

シリアを仕向地として以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行うこと。

品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護	生物・化学兵器
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3) 【追加】 アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	化学兵器
5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)	化学兵器
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス	生物兵器
7. バッチ式遠心分離器	生物兵器
8. 発酵槽	生物兵器
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11.を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔	化学兵器
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器
11. 真空ポンプ又はその部分品	化学兵器
12. 化学物質の分析装置、検知装置等 【追加】	化学兵器

(注)3. から5. までの( )の番号はCAS番号(※アメリカ化学会の機関であるCAS(Cheical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは

化学物質群に付与している登録番号)

# 通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について 1.(3) 2)」より

(2013年10月15日改正前は輸出貿易管理令別表第1 16の項(1)にて規制)

2013年10月15日改正

1. ニッケル合金又はチタン合金
2. 焼結磁石
3. 2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
4. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
6. 軸受又はその部分品
7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品
  - イ) 数値制御を行うことができる工作機械
  - ロ) 鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。）
  - ハ) 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）
8. 二次セル
9. 波形記憶装置
10. 電子部品実装ロボット
11. 電子計算機又はその部分品
12. 伝送通信装置又はその部分品
13. フェーズドアレーアンテナ
14. 通信妨害装置又はその部分品
15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
17. センサー用の光ファイバー
18. レーザー発振器又はその部分品
19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品
20. 重力計
21. レーダー又はその部分品
22. 加速度計又はその部分品
23. ジャイロスコープ又はその部分品
24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
26. 水中用のカメラ又はその附属装置
27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
29. ガスタービンエンジン又はその部分品
30. ロケット推進装置又はその部分品
31. 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
32. 航空機又はその部分品
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
34. フラッシュ放電型のエックス線装置